

令和6年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針について

〔 令和6年4月19日
閣 議 決 定 〕

国は、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第4条第3項の規定に基づき、令和6年度における中小企業者に関する国等の契約の基本方針を別紙のとおり定める。

令和6年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針

第1 中小企業者の受注の機会の増大の意義及び目標に関する事項**1 中小企業者の受注の機会の増大の意義**

我が国経済は、このところ足踏みもみられるが、緩やかに回復している。先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。こうした中で、我が国経済を持続的発展の軌道に乗せていくためには、官公需についての中企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号。以下「官公需法」という。）第2条第1項に規定する中小企業者（以下「中小企業・小規模事業者」という。）の受注機会の増大を図り、その事業活動の活性化を図ることが重要である。

現在、政府は、中小企業における賃上げ実現に向け、生産性向上、下請取引の適正化及び価格転嫁の促進に取り組んでいるところであり、最低賃金引上げ分の円滑な価格転嫁を図るため契約金額を変更するなど、受注者である中小企業・小規模事業者が最低賃金法（昭和34年法律第137号）を遵守する義務を履行できるよう配慮する必要がある。

また、政府が進める「働き方改革」にも引き続き対応していくことが求められており、官公需における発注と納入時期の平準化及び弾力化、適正な納期、工期の確保などに配慮を行い、受注者である中小企業・小規模事業者が労働時間の短縮及び労働条件の改善を行うことができるよう、特段の配慮を行うことが求められている。

さらに、東日本大震災並びに令和2年7月豪雨及び令和6年能登半島地震により被災した中小企業・小規模事業者への更なる配慮が必要である。

国等（官公需法第2条第3項に規定する国等をいう。以下同じ。）は、地方公共団体との連携も踏まえつつ、新規中小企業者（官公需法第2条第2項に規定する新規中小企業者をいう。以下同じ。）に対する措置も含め、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大に向けた一層の取組に努めるものとする。

なお、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第3条第1項において「独立した中小企業者」を施策の対象とする旨を規定していることを踏まえ、大企業の支配下にあるいわゆる「みなし大企業」については、これを対象に含めないことに留意するものとする。

2 中小企業・小規模事業者向け契約目標

国等は、第2、第3及び第4に掲げる措置を講ずること等により、国等の契約のうち、官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者向け契約金額の比率が前年度までの実績を上回るよう努め、国等全体として引き続き61%、金額が約5兆3,557億円になるよう目指すものとする。

このうち、新規中小企業者の契約比率についても、前年度までの実績を上回るよう努め、引き続き国等全体として3%以上を目指すものとし、取組を加速して着実な目標達成を図るものとする。その上で、経済財政運営と改革の基本方針2023（令和5年6月16日閣議決定）において、スタートアップが重点分野の一つとされていることから、スタートアップ育成の重要性に鑑み、近い将来における新規中小企業者の契約比率の目標値の更なる引上げを視野に入れつつ、スタートアップが含まれ得る新規中小企業者の受注機会の増大に向け、スタートアップ育成5か年計画（令和4年11月28日新しい資本主義実現会議決定）及び新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版（令和5年6月16日閣議決定）を踏まえ、以下の方策について取り組むものとする。

- ① 内閣府は、機動性のあるスタートアップの新技术による社会・行政課題の効率的な解決と公共調達を活用したスタートアップの育成を目指したマッチイイベント「マッチングピッチ」を実施する。

② 内閣府及び経済産業省は、高度な新技術を有するスタートアップ等から優先的に調達を行う措置を検討し、結論を得次第速やかに措置する。

なお、国等は、中小企業・小規模事業者向け契約の実績金額について、各府省及び公庫等（官公需法第2条第3項に規定する公庫等をいう。以下同じ。）別に、物件、工事及び役務別の情報を公表するとともに、新規中小企業者向け契約の各府省及び公庫等別の実績金額について公表するものとする。

また、中小企業庁は、令和5年度の国等の官公需総実績金額に占める中小企業・小規模事業者若しくは新規中小企業者向け契約の実績金額の比率が前年度と比較して大きく低下している又は令和6年度における国等の官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者若しくは新規中小企業者向け契約目標の比率を大きく下回る機関に対し、必要に応じ、改善に向けた取組について聴取を行うものとする。

さらに、国等は、競争促進に資する新たな指標として、入札件数等の情報提供に努めるものとする。

3 各省各庁の長及び公庫等の長による契約の方針の作成及びその推進体制の整備

各省各庁の長及び公庫等の長は、官公需法第5条第1項の規定に基づき、中小企業者に関する国等の契約の基本方針（以下「国等の契約の基本方針」という。）に即して速やかに「中小企業者に関する契約の方針」を作成するとともに、同方針に定められた措置等を推進するための体制を整備するものとする。原則として、当該体制には各機関の全ての内部組織が参画することとし、特に会計・調達担当部局が主体的に関与することが必要である。

第2 中小企業者の受注の機会の増大のために国等が講ずる措置に関する基本的な事項

国等は、中小企業基本法第3条に掲げる基本理念に則り、中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化を図るため、国等の契約の基本方針に基づき、以下のとおり中小企業・小規模事業者の受注機会の増大のための措置を講ずる。その運用に際しては、明らかに中小企業・小規模事業者の参入の余地がないと考えられる案件を除き、国等は、中小企業・小規模事業者が受注しやすい発注となるように工夫するとともに、調達する物件等（工事及び作業その他の役務並びに物件をいう。以下同じ。）の受注を確保しようとする独立した中小企業・小規模事業者の自主的な努力を助長し、公正な競争が行われるよう配慮するものとする。

また、国等としても、必要な財・サービスの調達を費用対効果において優れたものとするという、調達における経済性の原則の重要性を踏まえつつ、契約の内容や状況等に応じた適正な予定価格の作成により物件等の発注を推進するものとする。

なお、国等の契約の締結に当たっては、予算の適正な使用に留意し、消費税及び地方消費税については、その適正な転嫁を確保するとともに、人件費、原材料費やエネルギーコストの上昇分について適正な転嫁を確保するものとする。併せて、東日本大震災並びに令和2年7月豪雨及び令和6年能登半島地震に係る措置をとる場合も含め、世界貿易機関政府調達協定、政府調達に関する我が国の各種行動計画、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）、犯罪対策閣僚会議決定（平成26年12月16日）等の犯罪や非行をした者を雇用している協力雇用主に関する事項及び女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針（平成28年3月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）等との整合性を確保するものとする。

さらに、国は、民営化された独立行政法人等のうち、国及び地方公共団体がその株式の過半を保有している会社に対し、国等の契約の基本方針を参考として、可能な限り、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大のための措置を講ずるよう要請する。

1 官公需情報の提供の徹底

国等は、透明性の向上と公正な競争の確保に留意しつつ、官公需に関連する情報の提供促進のため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 個別発注情報の提供と説明

- ① 国等は、物件等であって、一般競争、企画競争又は公募による発注に関連する情報及びそれらに係る落札結果等に関する情報を、ホームページへの掲載等により、中小企業・小規模事業者提供するように努めるものとする。
- ② 国等は、発注計画の策定が可能なものについては、これを積極的に定め、ホームページへの掲載等により、中小企業・小規模事業者提供するように努めるものとする。
- ③ 国等は、物件等の発注を行うに際しては、中小企業・小規模事業者の入札等が円滑に行われるよう、性能、規格等必要な事項について、仕様書に明記することにより、十分な説明に努めるものとする。

(2) 官公需情報ポータルサイトによる情報提供

中小企業庁は、国等及び地方公共団体がホームページで提供している発注情報を中小企業・小規模事業者がより迅速かつ的確に入手できるよう、利用者のニーズを踏まえた改修を行いつつ、官公需情報ポータルサイトを適切に運用するものとする。また、官公需情報ポータルサイトの利用促進を図るため、中小企業団体中央会、商工会及び商工会議所（以下「中小企業関係団体」という。）と連携して、特に小企業者（概ね従業員5人以下の事業者をいう。以下同じ。）を含む小規模事業者に対する普及促進に努めるとともに、中小企業関係団体においては、その支援ツールとして当該サイトの活用を促進するものとする。

(3) 中小企業基盤整備機構による情報提供

独立行政法人中小企業基盤整備機構は、官公需法第9条の規定に基づき、各省各庁の長及び公庫等の長の依頼に応じて、中小企業・小規模事業者の受注の機会の増大を図るために必要な情報の提供その他必要な協力を行うものとする。

(4) 官公需に関する相談体制の整備

- ① 国等は、官公需の受注に意欲的な中小企業・小規模事業者の受注能力の向上に資するよう、中小企業・小規模事業者の相談に応じ、資格登録、入札に関する手続等について情報を提供する等、必要な指導に努めるものとする。
- ② 国等は、契約担当官等（公庫等においてはこれに準ずる役職）を置いている部局ごとに官公需相談担当者を明確にし、「官公需相談窓口」を常設するとともに、当該窓口の所在情報を中小企業庁が取りまとめ、公表するものとする。
- ③ 中小企業庁は、中小企業団体中央会が「官公需総合相談センター」を設置し、官公需に関する中小企業・小規模事業者からの相談に応じ適切な支援及び情報の提供等の充実を図る取組を支援するものとする。
- ④ 国等は、中小企業関係団体と連携して、特に小企業者を含む小規模事業者の経営課題に応じた官公需情報の提供を充実させ、加えて、「働き方改革」に対応するための中小企業・小規模事業者からの相談に応じ、適切な支援に努めるものとする。

2 中小企業・小規模事業者が受注しやすい発注とする工夫

(1) 総合評価落札方式の適切な活用

国等は、物件等の発注に当たっては、内容に応じて総合評価落札方式の適切な活用に努め、評価の際に価格以外の要素を適切に評価するとともに、その前提として品質・機能の水準等を明確にする発注仕様書の作成に努めるものとする。

また、国等は、総合評価落札方式の活用にあたっては、審査項目の設定方法等についての検討を行うものとする。

(2) 分離・分割発注の推進

- ① 国等は、物件等の発注にあたっては、調達を費用対効果において優れたものとする事等を十分検討（公正性についての検討を含む。以下同じ。）しつつ、価格面、数量面、工程面等からみて分離・分割すること等、可能な限り分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。

なお、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品等を含んだ物件及び役務の発注にあたっては、同様に、調達を費用対効果において優れたものとする事等を検討しつつ、商品等を種類ごとに分離すること、契約期間を一定期間ごとに分割すること等、分離・分割発注を行うよう努めるものとする。

- ② 国等は、分離・分割発注に際し、分野に応じて、部内の人材育成又は外部人材の活用等により、発注能力の向上等体制整備に努めるものとする。
- ③ 公共工事においては、公共事業の効率的執行を通じたコスト削減を図る観点から適切な発注ロットの設定が要請されているところであり、国等は、かかる要請を前提として分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。

(3) 適正な納期・工期、納入条件等の設定

- ① 国等は、物件等の発注にあたっては、政府が進める「働き方改革」関連の取組や関係省庁からの要請等に留意しつつ、予算の繰越しや国庫債務負担行為の活用、発注見通しの公表、早期の発注等の取組により平準化を図り、適正な納期・工期を設定し、中小企業・小規模事業者が十分対応できるよう配慮するものとする。併せて、発注時期の平準化等の状況をモニターするなど、受注する中小企業・小規模事業者が長時間労働せざるを得ないような発注・契約の実態把握に努めるものとする。

また、契約後に受注者から「働き方改革」に関する相談があった場合には、上記1（4）に掲げる官公需に関する相談体制を活用するよう努めるものとする。

- ② 国等は、物件の発注にあたっては、納入場所、納入回数をはじめとする納入条件等について、明確なものとするよう努めるものとする。
- ③ 国等は、物件等の発注にあたっては、真にやむを得ないと認められる場合を除き、直接の銘柄指定はもとより原材料等の間接の銘柄指定等を行わないものとする。
なお、参考銘柄として固有の商品を例示する場合には、複数の商品を例示する等、実質的な銘柄指定とならないよう配慮するものとする。

(4) 調達・契約手法の多様化における中小企業・小規模事業者への配慮

- ① 国等は、一括調達又は共同調達を行う場合には、調達を費用対効果において優れたものとする事に留意しつつ、適切な調達品目の分類化を行い、対象品目を選定するとともに、適切な配送エリアの設定を行うよう努めるものとする。

また、単価契約の際には、適正な予定数量を設定するよう努めるものとする。

- ② 国等は、既に実施されている総合評価落札方式、一括調達及び共同調達以外の新たな調達・契約手法の多様化を行う場合には、中小企業・小規模事業者の事業環境への悪影響が生じることのないよう適切な要件設定等を行うとともに、調達を費用対効果において優れたものとする事に留意しつつ、積極的に中小企業・小規模事業者の受注機会を確保するよう努めるものとする。

(5) 知的財産権の取扱いの明記

国等は、物件及び役務の発注にあたっては、発注内容に著作権等の知的財産権が含まれる場

合には、当該知的財産権の取扱いについて書面をもって明確にするよう努めるものとする。

また、当該知的財産権の財産的価値について十分に留意した契約内容とするように努めるものとする。

その際、契約に当たって、調達コストの適正化や著作物の二次的活用を図る観点から、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成16年法律第81号）第2条第1項のコンテンツに該当し、著作権等の知的財産権の発生が含まれる場合には、発注者は当該知的財産権の全部又は一部を譲り受けず受注者に帰属させるコンテンツ版バイ・ドール契約の活用を促進するよう努めるものとする。

（6）同一資格等級区分内の者による競争の確保

- ① 国等は、一般競争及び指名競争並びに少額の随意契約による場合であってオープンカウンター方式により実施する契約の見積り合わせを行うに際しては、極力同一資格等級区分内の者による競争を確保すること等により、官公需適格組合を含む中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るものとする。
- ② 国等は、一括調達又は共同調達による発注を行う場合には、競争参加者の資格の設定に際し、中小企業・小規模事業者の受注機会の確保に配慮するため、予定価格に対応する等級の者に加え、下位等級者の参加が可能となるよう弾力的な運用を図るものとする。
- ③ 国等は、資格等級に対応する契約の予定金額については、価格水準の変動等をも勘案しつつ、適時見直しを行う等一層の適正化を図るとともにこれを公表するものとする。

（7）中小企業官公需特定品目等に係る受注の機会の増大

- ① 国等は、中小企業官公需特定品目（織物、外衣・下着類、その他の繊維製品、家具、機械すき和紙、印刷、潤滑油、事務用品、台所・食卓用品及び再生プラスチック製製品）の発注を行うに際し、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るものとする。
- ② 国等は、中小企業官公需特定品目及び中小工事等に係る発注に当たって、指名競争による場合及び少額の随意契約による場合には、官公需適格組合を含む中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るよう努めるものとする。

（8）調達手続の簡素・合理化

- ① 国等は、競争契約参加資格者の審査について、申請書類の統一化及び申請手続の簡素化等を一層推進するものとする。
- ② 国等は、引き続き調達手続における電子的手段の利用に努めるものとする。

（9）地方公共団体と連携した「働き方改革」に留意した発注の共有

- ① 中小企業庁は、関係省庁（総務省、経済産業省、国土交通省）と連携し、地方公共団体幹部が一堂に会する「都道府県中小企業者調達推進協議会」（以下「都道府県調達推進協議会」という。）（注）において、官公需の発注時期等の平準化に必要な取組や要請を行うものとする。

（注）47都道府県が参加し、国及び地方公共団体の調達の取組に関する情報の共有や連携方策に関する協議を行う場。

- ② 中小企業庁は、関係省庁（総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省）と連携し、官公需確保対策地方推進協議会（以下「地方推進協議会」という。）（注）において、官公需の発注時期等の平準化に必要な取組の説明、意見交換を行い、発注の際に留意する事項を地方公共団体と共有するものとする。

（注）中小企業庁等の担当者が、国等の地方支分部局及び地方公共団体等の担当者に対し、国等の契約の基本方針の内容を説明するとともに、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るための方策等について意見交換を行う場。

- ③ 国等は、「地域発注者協議会」(注)等において、公共工事等(公共工事及び公共工事に関する調査等をいう。以下同じ。)の施工時期等の平準化に必要な取組について、発注者間で情報交換や連絡・調整を行うとともに、地方公共団体等における公共工事等の発注時の共通の課題への対応や各種施策の共有を図るように努めるものとする。
- (注) 発注者間の連携を図るため、地域ブロックごとに組織された協議会。

3 中小企業・小規模事業者の特性を踏まえた配慮

(1) 小企業者を含む小規模事業者の特性を踏まえた配慮

- ① 国等は、小企業者を含む小規模事業者が顧客との信頼関係に基づき国内外の需要の開拓等を行い、地域経済や雇用の重要な担い手となっていることを踏まえ、一般競争において適切な地域要件の設定に努めるとともに、総合評価落札方式における地域への精通度等の評価を行う際、契約内容の履行の確保を行う観点から、迅速な対応の可否等を評価項目に加えることが必要である場合には、これを十分考慮するものとし、受注機会の増大を図るよう努めるものとする。
- ② 国等は、特に指名競争による場合及び少額の随意契約による場合であって、小企業者を含む小規模事業者を活用することが契約内容の履行を確保する観点から必要であるときには、受注機会の増大を図るよう努めるものとする。

(2) 技術力のある中小企業・小規模事業者に対する受注の機会の増大

国等は、技術力のある中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るため、政府調達(公共事業を除く。)手続の電子化推進省庁連絡会議幹事会決定「技術力ある中小企業者等の入札参加機会の拡大について」に基づく入札参加機会の拡大措置の一層の活用に努めるとともに、技術力の正当な評価を踏まえ、技術力のある中小企業・小規模事業者に関する入札参加資格の弾力化を一層進めるものとする。

(3) 地域の中小企業・小規模事業者等の積極活用

国等は、地方支分部局等において消費される物件等については、極力地方支分部局等における調達を促進することにより、地域の中小企業・小規模事業者等の受注機会の増大を図るものとする。

(4) 中小企業・小規模事業者の適切な評価

- ① 国等は、地域の建設業者を活用することにより円滑かつ効率的な施工が期待できる工事等の発注に当たっては、適切な地域要件の設定、地域への精通度等、地域企業の適切な評価等に努めるものとし、さらに、地方公共団体におけるこれらの取組を促進するものとする。
- ② 国等は、工事等以外の物件及び役務の発注に当たっても、地域への精通度等が契約の円滑かつ効率的な実施の重要な要素となる場合には、これを十分考慮するものとし、一般競争においては適切な地域要件の設定や総合評価落札方式における地域精通度等、地域の中小企業・小規模事業者の適切な評価等と積極的な活用を努めるものとする。
- ③ 国等は、業務継続のため必要な物件及び役務の発注に当たって、協定等を通じて災害時における継続的な供給体制を構築しようとする場合には、必要に応じ、官公需適格組合を含む地域の中小企業・小規模事業者の適切な評価等とその積極的な活用を努めるものとする。

(5) 中小建設業者に対する配慮

- ① 国等は、中小建設業者を取り巻く現下の諸情勢に鑑み、政府が進める「働き方改革」関連の取組や関係省庁からの要請等に留意しつつ、必要な工期を確保するため、国庫債務負担行為の活用や中小工事の早期の発注等により、施工時期の平準化を図る等により、中小建設業者に対し特段の配慮を払い、その受注機会の増大に努めるものとする。併せて、発注時期の

平準化、工期の変更等の状況をモニターするなど、受注する中小建設業者が長時間労働せざるを得ないような発注・契約の実態把握に努めるものとする。

また、契約後に受注者から「働き方改革」に関する相談があった場合には、上記１（４）に掲げる官公需に関する相談体制を活用するよう努めるものとする。

- ② 国等は、一般競争や指名競争を行うに際しては、極力同一資格等級区分内の者による競争を確保するものとするが、優良な工事成績を上げた中小建設業者に対しては、施工能力等を勘案し、上位の等級に属する工事に係る競争に参加できるようにする等、積極的に受注機会の確保に努めるものとする。
- ③ 国等は、特に、公共工事に関する発注に当たっては、共同による請負の適切な活用の一層の推進等により、中小建設業者に対する受注機会の増大に努めるものとする。
- ④ 国等は、地域の建設業者、専門工事業業者等の中小建設業者を活用することにより円滑かつ効率的な施工が期待できる工事については、極力分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。これにより、中小建設業者の受注機会の増大に努めるものとする。
- ⑤ 国等は、地方公共団体と連携して、発注関係事務の運用に関する指針及び公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針などを踏まえ、地方公共団体の取組の「見える化」をはじめとした方策を通じて、公共工事等の実施に必要な工期・履行期間の確保及び地域における公共工事等の施工時期等の平準化を図る。これにより、中小建設業者の受注機会の増大に努めるものとする。

（６）事業継続力が認められる中小企業・小規模事業者に対する配慮

国等は、自然災害等の発生時における安定的な供給体制の確保及び中小企業・小規模事業者の災害への備えを促進していくことの重要性に鑑み、中小企業等経営強化法（平成１１年法律第１８号）第５６条第１項に規定する「事業継続力強化計画」又は同法第５８条第１項に規定する「連携事業継続力強化計画」の認定を受けた中小企業・小規模事業者の積極的な活用を図り、当該者の受注機会の増大に努めるものとする。

（７）中小石油販売業者に対する配慮

国等は、国等又は地方公共団体との間で災害時の燃料供給協定を締結している石油組合について、災害時だけではなく、平時においても燃料供給が安定的に行われる環境を維持していくことの重要性に鑑み、燃料調達を行う際には、②に留意するとともに、例えば①及び③のような取組により、当該協定を締結している石油組合及び当該協定に参加している中小石油販売業者に係る受注機会の増大に努めるものとする。

- ① 一般競争により調達する場合には、災害時の燃料供給協定を締結していること、国等又は地方公共団体の管内に燃料供給拠点を有すること等、適切な地域要件の設定を行うこと。
- ② 災害時の燃料供給協定を締結している石油組合を活用して円滑な燃料調達ができると認められ、当該石油組合との契約が管内の燃料供給拠点の維持に必要な場合には、調達を費用対効果において優れたものとする等と十分に検討しつつ、当該石油組合との随意契約を行うことができること。
- ③ 災害時の燃料供給協定を締結している石油組合及び当該協定に参加している中小石油販売業者を活用して円滑な燃料調達ができると認められる場合には、極力上記２（２）①に掲げる分離・分割発注を行うこと。

（８）創意工夫のある中小企業・小規模事業者の参入への配慮

国等は、新市場、新産業の創出・育成による雇用創出の重要性に鑑み、中小企業・小規模事業者が取り組む創意工夫の積極的な活用を図り、受注機会（公共事業を除く。）の増大を図るよう特段の配慮に努めるものとする。

その際、発注者が求める品質・機能水準等を適切に盛り込んだ発注仕様書の作成や、競争参

加者の資格設定に際し、下位等級者の参加が可能となるよう弾力的な運用に努めるとともに、総合評価落札方式における創意工夫による価値の適切な評価に努めるものとする。

(9) 外注における地域の中小企業・小規模事業者の活用、適正な人件費確保等の周知

国等は、役務及び工事等において外注（下請や二次下請等を含む。）が必要な元請事業者に対し、地域の中小企業・小規模事業者の活用を考慮すること、外注先の適正な人件費を確保すること、外注先との間であらかじめ書面により作業内容、人件費単価、期間等の明確化を図ることについて、入札説明の際に周知を行うよう努めるものとする。

(10) 中小企業・小規模事業者の資金繰りへの配慮

- ① 国等は、特に人件費比率の高い役務契約に対し、業務内容に応じて部分払（毎月払い等）を行うよう配慮することに努めるものとする。
- ② 国等は、中小企業・小規模事業者との官公需契約における支払いまでの資金繰りに配慮し、国等に対する債権の譲渡が必要と認められる場合は適切に対応するものとする。特に、発注者から債権の譲渡制限の意思表示がなされた場合であっても、受注者による譲渡の効力は妨げられないことと改正された民法（明治29年法律第89号）第466条第2項の趣旨を踏まえ、国等は、中小企業・小規模事業者による資金調達の円滑化を図るため、国等の承諾を得なかったとしても債権の譲渡は有効であることについて、ホームページへの掲載等により中小企業・小規模事業者へ情報提供するなど、資金繰りへの配慮に努めるものとする。

4 ダンピング防止対策、消費税の円滑かつ適正な転嫁等の推進

国等は、官公需契約の一部に過度な低価格競争が生じていることや最低賃金の引き上げに向けた環境整備の観点等を踏まえ、ダンピング対策の充実、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保等、適正価格での契約や価格と品質が総合的に優れた調達为推进を図るため、適切な対策を講ずるものとする。

(1) ダンピング防止推進の周知

国等は、ダンピングの防止について、ホームページへの掲載、入札説明の際に周知を行うよう努めるものとする。

また、国等は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第12条の規定を踏まえて、公共工事の入札の際に、入札金額の内訳書の提出を適切に求めていくものとする。

(2) 適切な予定価格の作成

- ① 国等は、役務及び工事等の発注に当たっては、需給の状況、原材料費及び人件費（社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）相当額を適切に含み、かつ、最低賃金又はその近傍の人件費単価の被用者が用いられる可能性のある役務の発注については、各都道府県における最低賃金の改定額（契約期間中に最低賃金額の改定が見込まれる場合には、その改定見込額を含む。）についても反映した額）等の最新の实勢価格等を踏まえた積算に基づき、消費税及び地方消費税の負担等を勘案し、適切に予定価格を作成するものとする。

なお、ビルメンテナンス業務に係る発注に当たっては、厚生労働省において策定した「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」において、最新の「建築保全業務労務単価（国土交通省大臣官房官庁営繕部）」を用いることとされていることに留意するとともに、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品等については、特に、最新の实勢価格や需給の状況等を考慮するよう努めるものとする。

- ② 国等は、公庫等及び地方公共団体における工事等の発注に際し、いわゆる歩切りや予定価格等の事前公表の取りやめ等が促進されるよう努めるものとする。

(3) 低入札価格調査制度の適切な活用等

- ① 国等は、役務及び工事等の発注に当たっては、ダンピング受注の排除等適正価格による契約の推進のため、低入札価格調査制度を適切に活用するものとする。
- ② 国等は、特に人件費比率の高い役務契約については、適正な履行確保の観点から、低入札価格調査基準価格を下回る価格により落札した者と契約する場合における措置として、人件費が明記された入札価格内訳書の徴収を徹底し、最低賃金額を下回る人件費でないことに留意するとともに、落札の決定があった旨の公表の徹底を行うものとする。

また、下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）及び労働関連法等の所管行政庁は、その執行を図る上で、必要に応じ、低入札価格調査制度に基づく調査情報も活用するものとする。

- ③ 国等は、地方公共団体における役務及び工事等の発注に際し、低入札価格調査制度、最低制限価格制度及び入札ボンド制度等の適切な活用が促進されるよう努めるものとする。

(4) 最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直し

- ① 国等は、契約前において、清掃、警備、洗濯、庁舎管理、電話交換その他最低賃金又はその近傍の人件費単価の被用者が用いられる可能性のある役務契約について、年度途中の最低賃金額の改定を踏まえた予算を確保し、上記（2）に掲げる適切な予定価格を作成するとともに、入札金額における人件費について、契約期間中に最低賃金額の改定が見込まれる場合には、その改定見込額についても考慮した上で入札することを入札希望者にあらかじめ周知するものとする。また、人件費単価が改定後の最低賃金額を下回った際は適切な価格での単価の見直しを行う旨の条項をあらかじめ契約に入れることなどにより、年度途中で最低賃金額の改定があったとしても、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう配慮するものとする。
- ② 国等は、契約後において、清掃、警備、洗濯、庁舎管理、電話交換その他最低賃金又はその近傍の人件費単価の被用者が用いられる可能性のある役務契約について、最低賃金額の大幅な改定があった場合には、契約金額を変更する必要があるか否かについて受注者に対し確認し、最低賃金引上げ分の円滑な価格転嫁を図るため契約金額を変更するなど、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう配慮するものとする。

(5) 労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇への対応

- ① 国等は、公共工事の発注に当たっては、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について、契約後の状況に応じた必要な契約変更の実施も含め、適切に対応するものとする。

特に、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇時における請負代金額の変更の的確な実施のため、あらかじめ、当該変更についての条項を契約に適切に設定するとともに、当該条項の運用基準を策定しておくものとする。

- ② 国等は、物件及び役務の契約の途中で、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に変化が生じた場合には、契約金額を変更する必要があるか否かについて検討し、契約変更の実施も含め、適切に対応するものとする。

また、受注者から労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇に伴う契約金額の変更について申出があった場合にはその可否について迅速かつ適切に協議を行うものとし、その旨の条項をあらかじめ契約に入れるなど、受注者からの申出が円滑に行われるよう配慮するものとする。

- ③ 上記①、②の対応に当たっては、経済財政運営と改革の基本方針2023（令和5年6月16日閣議決定）において、原材料費やエネルギーコストの適切なコスト増加分の全額転嫁

を目指し、取引適正化を推進することとされていることや、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（令和5年11月29日策定）の趣旨を最大限に考慮するものとする。

（6）消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）に関する適切な対応

国等は、競争入札において、適格請求書発行事業者でないことのみをもって、競争入札に参加させないこととするような資格を定めることは適当ではないことに留意するものとする。

5 東日本大震災の被災地域等の中小企業・小規模事業者に対する配慮

東日本大震災の被災地域等の中小企業・小規模事業者の早期の復旧・復興を支援するため、国等は、特に以下の措置を講ずるものとする。

（1）官公需相談窓口における相談対応

国等は、官公需相談窓口において、被災地域の中小企業・小規模事業者の相談に適切に対応し、その受注機会の増大に努めるものとする。

（2）適正な納期・工期の設定及び代金の迅速な支払

国等は、被災地域における物件等の発注に当たっては、中小企業・小規模事業者が十分対応できるよう適正な納期・工期の設定に配慮するとともに、代金の支払については、発注にかかる工事等の完了後（前金払、中間前金払においてはその都度）、速やかに行うよう努めるものとする。

（3）地域中小企業の適切な評価

国等は、被災地域における復旧・復興に伴う役務及び工事等の発注に当たっては、緊急性、迅速性が損なわれないよう配慮しつつ、地域の建設業者等を活用することにより円滑かつ効率的な施工が期待できる役務及び工事等において適切な地域要件の設定、地域への精通度等、地域企業の適切な評価等に努めるものとする。

（4）適切な予定価格の作成

国等は、被災地域における復旧・復興に伴う役務及び工事等の発注に当たっては、当該地域における需給の状況等を踏まえ、上記4（2）に掲げる適切な予定価格を作成するものとする。

（5）科学的・客観的根拠に基づく適切な契約

国等は、物件の発注に当たっては、東日本大震災における原子力発電所事故に関して、単に周辺地域で生産されている等の理由による不当な取引の制限、返品等を行うことがないよう、科学的・客観的根拠に基づき適切な契約に努めるものとする。

（6）官公需を通じた被災地域への支援

国等は、被災地域の復興を支援するため、国等が直接運営する食堂等における食材、表彰等の行事における記念品等、地域性の高い物品を調達する場合には、被災地域の物品を積極的に調達し利用するよう努めるものとする。また、食堂運営や表彰等の行事が委託事業の場合は、受託者に対し被災地域の物品を積極的に調達し利用するよう奨励に努めるものとする。

さらに、国等の施設内で食堂を運営する事業者に対しても、被災地域の物品を積極的に調達し利用するよう奨励に努めるものとする。

6 令和2年7月豪雨及び令和6年能登半島地震の被災地域の中小企業・小規模事業者に対する配慮

令和2年7月豪雨及び令和6年能登半島地震の被災地域の中小企業・小規模事業者の早期の復

旧・復興を支援するため、国等は、特に上記５に掲げる（１）から（４）までと同様の措置を講ずるものとする。

7 地方公共団体への協力依頼

（１）国等の契約の基本方針の要請等

国は、全ての地方公共団体に対して、国等の契約の基本方針に準じて、地域の実情に応じて必要な場合には、中小企業者に関する契約の方針等を策定すること等により、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大に努めるよう要請するものとする。

（２）国等の契約の基本方針に準じて講じられた措置の実施状況の公表

中小企業庁は、地方公共団体による国等の契約の基本方針に準じて講じられた措置の実施状況について取りまとめ、その情報を公表するものとする。

また、地方公共団体の官公需施策の推進に資するため、地方公共団体による官公需施策の事例等を収集して取りまとめ、これらの情報を公表するものとする。

（３）連携推進体制の活用

中小企業庁は、都道府県調達推進協議会及び地方推進協議会を活用して、国等の契約の基本方針に盛り込んだ中小企業・小規模事業者の受注機会の増大のための取組が一層効果的なものになるよう、情報提供に努めるものとする。

また、地方公共団体が地域の強み・特色を活かして、地域内の中小企業・小規模事業者の官公需受注機会の更なる増大を図るための方策についての検討を行うものとする。

第３ 新規中小企業者及び組合の活用に関する基本的な事項

1 新規中小企業者の活用に関する基本的な事項

国等は、新規中小企業者の受注機会の増大を図るために、次の措置を強力に推進するものとする。

なお、公共工事については、建設工事が、目的物が使用されて初めてその品質を確認できると、その品質が工事等の受注者の技術的能力等に負うところが大きいこと等の特性に鑑み、公共工事の品質確保の促進に関する法律の趣旨を踏まえ、工事等の経験、施工状況等の評価、技術者の経験その他技術的能力を考慮し、工事の品質の確保に留意するとともに、入札及び契約の透明性、競争の公正性の確保等に配慮し、受注者を選定することで確保されることに留意するものとする。

（１）新規中小企業者への配慮

① 国等は、役務及び工事等における一般競争入札の際には、契約の履行の確保に支障がない限り、過去の実績を過度に求めないように配慮するものとする。

また、競争参加者の資格の設定に際し、調達先に専門的な技術、資格を必要としない等の場合であって、契約の履行の確保に支障がないと認められる限り、参加者の増加による競争性の向上が必要なときには、新規中小企業者の受注機会の増大を図る観点から、下位等級者の参加が可能となるよう弾力的な運用に努めるものとする。

② 国等は、少額の随意契約による場合には、契約の内容、地域特性等を踏まえ、契約履行の支障の有無に留意しつつ、新規中小企業者を見積先に含めるよう努め、見積先が固定化しないよう、小企業者を含む小規模事業者や国等との調達の実績が少ない新規中小企業者にも配慮するものとする。

また、オープンカウンター方式により物件等の契約の見積り合わせを実施する場合には、公示及び見積書の提出に際しては、電子調達システム、ホームページ等を通じて行うとともに

に、電子メール等を活用するなど電子的手段の利用に努めるものとする。

- ③ 国等は、新規中小企業者が提供する新商品等について、公募により当該新商品等と同様の性質を有する商品等を供給できる者が他にいないことが明らかになった場合であって、引き続き、供給できる者が他にいないことが明らかとなるときは、公募の手続を省略することができることに留意するものとする。
- ④ 国等は、指名競争による場合及び少額の随意契約による場合には、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第4号に基づく都道府県知事の認定に係る商品又は役務（「いわゆるトライアル発注認定商品等」という。）その他関係法令等で認定された商品又は役務のうち、新規中小企業者が取り組むものについて、受注機会の増大を図るものとする。
- ⑤ 国等は、新規事業者の入札機会を拡大するために、物品の製造・販売等に係る競争契約の参加資格のあり方につき、引き続き検討を行うものとする。
- ⑥ 国等は、新規中小企業者の受注能力の向上に資するために、新規中小企業者の相談に対し、上記第2に掲げる国等が設置する「官公需相談窓口」及び中小企業団体中央会が設置する「官公需総合相談センター」において、適切に対応するものとする。

（2）地方公共団体と連携した地域の新規中小企業者への配慮

- ① 国等は、地方公共団体と連携して、地域の新規中小企業者の受注機会の増大に努めるものとする。
- ② 中小企業庁は、都道府県調達推進協議会及び地方推進協議会を活用して、地域の新規中小企業者の受注事例の把握に努め、その情報を提供するものとする。
また、地方公共団体の長により認定された商品又は役務の受注機会の増大を図るため、両協議会を活用して、こうした商品等を周知する機会等を提供するものとする。

2 組合の活用に関する基本的な事項

（1）事業協同組合等、官公需適格組合の受注の機会の増大

- ① 国等は、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づいて設立された事業協同組合等、及び同事業協同組合等の中から共同受注体制が整っていること等の要件を満たす組合で中小企業庁が証明した官公需適格組合の受注機会の増大に努めるものとする。
- ② 中小企業庁は、中小企業団体中央会が、事業協同組合等の共同受注体制を整備し、官公需適格組合設立を促進するため、共同受注のモデルとなる規約を整備し、普及促進を行う取組を支援するものとする。

（2）官公需適格組合の活用

- ① 国等は、官公需適格組合の競争契約参加資格審査に当たっては、総合点の算定方法に関する特例の一層の活用にも努めるとともに、中小企業庁は、地方推進協議会の場等を活用して特例の措置が講じられていない地方公共団体に対して、所要の措置が講じられるよう要請するものとする。
- ② 国等は、官公需適格組合制度について、官公需適格組合の発注機関別受注実績を公表するほか、各府省等は、中小企業庁と協力しつつ、発注機関に対し、当該制度の一層の周知徹底に努めるものとする。また、国は、地方公共団体に対する当該制度の一層の周知に努めるものとする。
- ③ 中小企業庁は、全国中小企業団体中央会が、新規中小企業者の受注力の向上を図るために行う、官公需適格組合への加入や新規組合の設立を促進するための説明会の開催等の取組を支援するものとする。

第4 第1から第3までに掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な事項

(1) 国等の契約の基本方針の普及及び徹底等

国等は、国等の契約の基本方針について、一層の普及及び徹底を図るものとする。また、国等の地方支分部局等は、地方推進協議会への参加等により得た中小企業・小規模事業者の声を踏まえ、地方の実情に即して、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るよう努めるものとする。

(2) 国等の契約の基本方針の措置状況の通知及び情報の公表

各府省等は、上記第2及び第3の諸項目に関する措置状況を中小企業庁あて通知する等、中小企業庁と密接な連絡を取るとともに、当該諸項目の進行について地方支分部局等を指導する等適切な管理を行い、その実施について遺憾のないよう努めるものとする。中小企業庁は、各府省等から通知された措置状況について取りまとめ、その情報を公表するものとする。

令和4年度中小企業・小規模事業者向け契約実績

(単位:億円)

各府等名	官公需総実績額 (A)				中小企業・小規模事業者向け契約実績額 (B)				新規中小企業者向け契約実績額 (C)	B/A (%)			C/A (%)
	物件	工事	役務	計	物件	工事	役務	計		物件	工事	役務	
衆議院	19	24	130	173	10	8	28	47	[0]	54.5	32.7	21.9	0.21
参議院	4	8	11	24	3	2	4	9	[0]	67.1	28.1	32.4	0.56
最高裁判所	36	129	203	369	22	56	47	126	3	62.4	43.4	23.3	0.91
会計検査院	1	[0]	5	6	1	[0]	2	2	[0]	84.0	43.2	30.4	4.37
内閣・内閣府	384	825	1,115	2,323	148	627	366	1,141	34	38.5	76.0	32.8	1.47
デジタル庁	1	[0]	657	658	1	[0]	37	38	7	53.9	75.7	5.6	1.13
復興庁	1	0	2	3	1	0	1	2	[0]	75.7	0.0	50.7	0.53
総務省	77	4	132	214	20	2	68	90	4	26.2	48.1	51.4	1.75
法務省	506	555	713	1,775	220	100	210	529	16	43.4	17.9	29.4	0.91
外務省	12	4	45	61	9	1	27	38	6	75.4	32.0	60.3	10.27
財務省	166	151	409	726	107	135	221	462	17	64.4	89.2	54.0	2.35
文部科学省	456	10	64	531	435	10	33	478	1	95.4	94.8	51.8	0.26
厚生労働省	4,194	97	964	5,254	830	53	352	1,234	18	19.8	54.6	36.5	0.34
農林水産省	97	1,588	1,315	3,000	62	1,198	912	2,171	26	63.4	75.4	69.4	0.87
経済産業省	15	1	150	165	9	[0]	89	98	2	63.2	47.4	59.3	1.33
国土交通省	1,311	19,823	8,122	29,255	551	14,680	3,203	18,435	335	42.1	74.1	39.4	1.14
環境省	19	45	297	361	10	35	89	134	3	55.6	77.3	30.0	0.93
防衛省	3,219	4,649	1,497	9,365	2,224	1,697	965	4,886	123	69.1	36.5	64.5	1.32
国計	10,517	27,914	15,832	54,262	4,663	18,604	6,655	29,922	598	44.3	66.6	42.0	1.10
公庫等計	16,747	10,011	14,265	41,023	7,626	4,166	5,691	17,483	458	45.5	41.6	39.9	1.12
国等計	27,264	37,925	30,096	95,285	12,289	22,770	12,346	47,405	1,056	45.1	60.0	41.0	1.11

(注1) 計の欄の金額は、各府省等から令和4年度の実績として提出されたそれぞれの金額の積み上げであるが、端数処理のため、合致しない場合がある。

(注2) 括弧書〔 〕は、金額が5千万円未満であることを示す。

令和4年度中小企業・小規模事業者向け契約実績(公庫等内訳)

(単位:百万円)

公 庫 等 名	官 公 需 総 実 績 額 (A)				中小企業・小規模事業者向け契約実績額 (B)				新規中小企業者向け契約実績額 (C)	B/A (%)			C/A (%)
	物件	工事	役務	計	物件	工事	役務	計		物件	工事	役務	
内閣府所管計	483	245	6,296	7,024	318	210	1,854	2,382	158	65.7	85.8	29.5	2.25
独立行政法人国立公文書館	63	12	1,435	1,510	58	4	252	314	37	91.7	36.1	17.6	2.46
独立行政法人国民生活センター	136	143	524	803	78	120	337	535	11	57.3	83.8	64.3	1.38
独立行政法人北方領土問題対策協会	58	8	221	287	31	8	176	214	18	52.4	100.0	79.6	6.35
国立研究開発法人日本医療研究開発機構	85	0	2,708	2,793	85	0	675	761	86	100.0	0.0	24.9	3.07
沖縄振興開発金融公庫	140	82	1,408	1,630	66	78	414	558	6	47.0	95.6	29.4	0.34
総務省所管計	16,184	1,661	23,384	41,230	9,613	667	12,075	22,355	70	59.4	40.1	51.6	0.17
独立行政法人統計センター	20	15	297	333	15	1	233	250	11	78.6	9.5	78.5	3.42
国立研究開発法人情報通信研究機構	16,161	1,646	22,626	40,433	9,595	665	11,733	21,993	46	59.4	40.4	51.9	0.11
独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構	3	0	461	464	3	0	108	111	13	99.0	0.0	23.4	2.81
法務省所管計	323	69	221	613	201	63	76	341	26	62.4	91.4	34.4	4.31
日本司法支援センター	323	69	221	613	201	63	76	341	26	62.4	91.4	34.4	4.31
外務省所管計	1,166	869	81,811	83,846	252	147	35,558	35,957	1,644	21.6	17.0	43.5	1.96
独立行政法人国際協力機構	1,143	855	81,377	83,375	236	138	35,280	35,654	1,644	20.6	16.1	43.4	1.97
独立行政法人国際交流基金	23	14	434	471	16	10	278	304	0	69.6	68.8	64.1	0.00
財務省所管計	28,802	20,010	10,275	59,087	12,174	6,913	3,364	22,451	239	42.3	34.5	32.7	0.40
独立行政法人酒類総合研究所	100	39	146	286	82	39	99	220	13	82.1	100.0	67.7	4.59
独立行政法人造幣局	9,016	547	3,268	12,830	4,852	327	871	6,050	59	53.8	59.9	26.7	0.46
独立行政法人国立印刷局	19,686	19,424	6,861	45,972	7,240	6,547	2,394	16,181	167	36.8	33.7	34.9	0.36
文部科学省所管計	925,953	218,846	698,828	1,843,627	510,738	124,839	285,739	921,316	26,705	55.2	57.0	40.9	1.45
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所	49	136	99	283	36	132	63	232	9	74.4	97.3	64.2	3.14
独立行政法人大学入試センター	134	11	357	502	113	9	299	421	7	84.7	83.7	83.8	1.46

(注1) 計の欄の金額は、各府省等から令和4年度の実績として提出されたそれぞれの金額の積み上げであるが、端数処理のため、合致しない場合がある。

令和4年度中小企業・小規模事業者向け契約実績(公庫等内訳)

(単位:百万円)

公 庫 等 名	官 公 需 総 実 績 額 (A)				中小企業・小規模事業者向け契約実績額 (B)				新規中小企業者向け契約実績額 (C)	B/A (%)			C/A (%)
	物件	工事	役務	計	物件	工事	役務	計		物件	工事	役務	
独立行政法人国立青少年教育振興機構	1,184	4,200	2,656	8,040	490	2,278	1,757	4,524	67	41.4	54.2	66.1	0.83
独立行政法人国立女性教育会館	30	232	211	472	17	33	107	158	71	58.9	14.2	51.0	15.01
独立行政法人国立科学博物館	321	973	1,282	2,576	178	270	310	759	120	55.5	27.8	24.2	4.67
国立研究開発法人物質・材料研究機構	11,873	2,661	4,146	18,680	6,558	1,933	1,943	10,434	551	55.2	72.6	46.9	2.95
国立研究開発法人防災科学技術研究所	584	329	5,371	6,284	408	155	2,392	2,956	116	70.0	47.1	44.5	1.84
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構	6,652	4,900	13,209	24,762	4,819	913	6,391	12,124	546	72.4	18.6	48.4	2.20
独立行政法人国立美術館	773	1,031	4,047	5,851	392	176	1,183	1,751	86	50.7	17.1	29.2	1.46
独立行政法人国立文化財機構	1,229	1,029	3,589	5,847	469	548	1,826	2,843	41	38.1	53.3	50.9	0.70
独立行政法人教職員支援機構	37	157	291	485	34	157	196	387	3	93.0	100.0	67.1	0.66
国立研究開発法人科学技術振興機構	1,162	392	8,466	10,020	766	91	4,611	5,467	555	65.9	23.1	54.5	5.54
独立行政法人日本学術振興会	1,173	0	2,370	3,543	137	0	1,141	1,278	51	11.7	0.0	48.1	1.44
国立研究開発法人理化学研究所	17,245	6,244	18,230	41,719	13,597	1,049	9,704	24,350	1,751	78.8	16.8	53.2	4.20
国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構	14,766	2,074	134,671	151,511	3,816	516	18,015	22,347	1,189	25.8	24.9	13.4	0.79
独立行政法人日本スポーツ振興センター	862	474	1,431	2,766	534	207	950	1,691	79	62.0	43.6	66.4	2.86
独立行政法人日本芸術文化振興会	266	188	2,545	2,999	153	94	1,220	1,467	21	57.6	50.0	47.9	0.69
独立行政法人日本学生支援機構	546	123	6,882	7,552	288	64	3,408	3,760	38	52.7	51.9	49.5	0.50
国立研究開発法人海洋研究開発機構	2,421	378	4,311	7,111	1,578	119	2,715	4,411	346	65.2	31.4	63.0	4.86
独立行政法人国立高等専門学校機構	10,340	19,642	9,523	39,505	6,821	13,958	4,245	25,024	461	66.0	71.1	44.6	1.17
独立行政法人大学改革支援・学位授与機構	98	374	366	837	31	35	160	225	13	31.6	9.3	43.7	1.57
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	15,304	1,176	41,600	58,081	8,712	1,072	27,322	37,105	1,453	56.9	91.1	65.7	2.50
国立大学法人北海道大学	29,027	3,598	7,186	39,811	13,966	931	4,226	19,123	161	48.1	25.9	58.8	0.40
国立大学法人北海道教育大学	1,562	260	857	2,679	842	234	470	1,546	56	53.9	90.0	54.8	2.10

(注1) 計の欄の金額は、各府省等から令和4年度の実績として提出されたそれぞれの金額の積み上げであるが、端数処理のため、合致しない場合がある。

令和4年度中小企業・小規模事業者向け契約実績(公庫等内訳)

(単位:百万円)

公 庫 等 名	官 公 需 総 実 績 額 (A)				中小企業・小規模事業者向け契約実績額 (B)				新規中小企業者向け契約実績額 (C)	B/A (%)			C/A (%)
	物件	工事	役務	計	物件	工事	役務	計		物件	工事	役務	
国立大学法人室蘭工業大学	1,049	958	549	2,556	585	604	225	1,414	9	55.8	63.0	41.0	0.36
国立大学法人北海道国立大学機構	1,600	1,633	1,006	4,239	891	1,622	606	3,119	21	55.7	99.3	60.3	0.49
国立大学法人旭川医科大学	12,758	297	4,049	17,104	3,673	215	1,418	5,305	52	28.8	72.3	35.0	0.30
国立大学法人弘前大学	14,578	1,117	6,327	22,023	6,582	1,116	3,394	11,092	206	45.1	99.9	53.6	0.94
国立大学法人岩手大学	1,164	923	1,726	3,813	842	830	628	2,300	78	72.3	89.9	36.4	2.04
国立大学法人東北大学	43,247	7,293	20,093	70,633	21,682	3,732	9,009	34,422	1,353	50.1	51.2	44.8	1.92
国立大学法人宮城教育大学	272	749	326	1,347	194	596	260	1,049	25	71.1	79.6	79.8	1.85
国立大学法人秋田大学	14,403	879	4,859	20,141	5,398	730	1,365	7,493	61	37.5	83.1	28.1	0.30
国立大学法人山形大学	14,368	1,647	6,197	22,211	12,899	1,552	1,875	16,326	217	89.8	94.3	30.3	0.98
国立大学法人福島大学	838	505	629	1,972	472	272	226	970	132	56.4	53.8	35.9	6.71
国立大学法人茨城大学	1,078	1,048	1,154	3,281	630	1,007	554	2,191	81	58.4	96.1	48.0	2.48
国立大学法人筑波大学	18,498	3,700	14,105	36,303	7,215	2,080	5,541	14,835	713	39.0	56.2	39.3	1.96
国立大学法人筑波技術大学	283	151	215	649	139	46	169	353	17	49.1	30.1	78.4	2.62
国立大学法人宇都宮大学	1,100	1,432	1,128	3,660	827	1,409	698	2,935	20	75.2	98.4	61.9	0.54
国立大学法人群馬大学	17,511	1,293	6,418	25,222	11,501	1,209	3,689	16,400	205	65.7	93.6	57.5	0.81
国立大学法人埼玉大学	1,584	686	1,110	3,380	1,128	354	622	2,104	155	71.2	51.6	56.0	4.59
国立大学法人千葉大学	23,253	4,668	10,614	38,536	17,915	2,771	5,521	26,207	379	77.0	59.4	52.0	0.98
国立大学法人東京大学	24,035	16,136	27,481	67,652	12,502	6,823	11,858	31,184	2,624	52.0	42.3	43.2	3.88
国立大学法人東京医科歯科大学	22,125	971	10,434	33,531	6,334	632	3,058	10,024	100	28.6	65.1	29.3	0.30
国立大学法人東京外国語大学	206	162	738	1,105	158	150	242	551	17	76.8	93.2	32.8	1.50
国立大学法人東京学芸大学	804	885	1,129	2,818	262	866	502	1,630	15	32.6	97.8	44.4	0.53
国立大学法人東京農工大学	2,923	1,368	1,163	5,454	1,808	1,323	763	3,894	67	61.9	96.7	65.6	1.22

(注1) 計の欄の金額は、各府省等から令和4年度の実績として提出されたそれぞれの金額の積み上げであるが、端数処理のため、合致しない場合がある。

令和4年度中小企業・小規模事業者向け契約実績(公庫等内訳)

(単位:百万円)

公 庫 等 名	官 公 需 総 実 績 額 (A)				中小企業・小規模事業者向け契約実 績 額 (B)				新規中小企業者向け契約実績額(C)	B/A (%)			C/A (%)
	物件	工事	役務	計	物件	工事	役務	計		物件	工事	役務	
国立大学法人東京藝術大学	472	2,177	1,267	3,916	334	244	592	1,169	10	70.7	11.2	46.7	0.24
国立大学法人東京工業大学	10,726	3,217	5,979	19,921	6,235	2,940	2,574	11,749	596	58.1	91.4	43.0	2.99
国立大学法人東京海洋大学	1,108	416	782	2,305	642	383	203	1,228	72	58.0	92.1	25.9	3.14
国立大学法人お茶の水女子大学	1,157	802	1,684	3,643	753	662	807	2,221	284	65.0	82.6	47.9	7.80
国立大学法人電気通信大学	1,615	1,085	972	3,671	1,139	1,067	826	3,032	1	70.5	98.4	85.0	0.01
国立大学法人一橋大学	394	625	1,362	2,381	315	577	827	1,720	63	80.0	92.4	60.8	2.63
国立大学法人横浜国立大学	2,769	1,470	1,096	5,334	2,301	1,312	755	4,367	171	83.1	89.3	68.9	3.20
国立大学法人新潟大学	16,876	1,938	9,318	28,132	12,857	1,726	4,299	18,881	15	76.2	89.0	46.1	0.05
国立大学法人長岡技術科学大学	2,005	655	567	3,226	1,285	640	366	2,291	75	64.1	97.8	64.5	2.33
国立大学法人上越教育大学	205	541	439	1,184	147	518	315	980	33	72.0	95.8	71.7	2.82
国立大学法人富山大学	13,585	3,035	5,999	22,619	7,057	1,630	1,701	10,388	323	52.0	53.7	28.4	1.43
国立大学法人金沢大学	15,632	1,812	4,981	22,425	9,397	1,498	3,234	14,129	79	60.1	82.7	64.9	0.35
国立大学法人福井大学	10,162	1,362	5,338	16,863	2,854	514	2,018	5,385	7	28.1	37.7	37.8	0.04
国立大学法人山梨大学	14,947	4,769	4,433	24,149	9,163	1,613	2,447	13,222	261	61.3	33.8	55.2	1.08
国立大学法人信州大学	17,775	1,646	8,897	28,318	8,291	1,127	3,304	12,723	128	46.6	68.5	37.1	0.45
国立大学法人静岡大学	1,544	1,810	2,496	5,850	1,038	1,319	1,083	3,440	82	67.2	72.8	43.4	1.40
国立大学法人浜松医科大学	8,116	665	6,994	15,775	3,977	309	922	5,207	136	49.0	46.4	13.2	0.86
国立大学法人東海国立大学機構	44,910	7,378	20,038	72,326	15,396	2,818	9,572	27,786	626	34.3	38.2	47.8	0.87
国立大学法人愛知教育大学	377	848	684	1,908	295	596	353	1,244	23	78.2	70.3	51.6	1.19
国立大学法人名古屋工業大学	2,104	1,149	1,375	4,627	1,544	879	671	3,095	140	73.4	76.6	48.8	3.02
国立大学法人豊橋技術科学大学	1,777	704	1,061	3,542	1,003	671	568	2,243	44	56.5	95.4	53.5	1.23
国立大学法人三重大学	7,763	2,082	4,588	14,433	2,350	1,432	2,004	5,787	149	30.3	68.8	43.7	1.03

(注1) 計の欄の金額は、各府省等から令和4年度の実績として提出されたそれぞれの金額の積み上げであるが、端数処理のため、合致しない場合がある。

令和4年度中小企業・小規模事業者向け契約実績(公庫等内訳)

(単位:百万円)

公 庫 等 名	官 公 需 総 実 績 額 (A)				中小企業・小規模事業者向け契約実績額 (B)				新規中小企業者向け契約実績額(C)	B/A (%)			C/A (%)
	物件	工事	役務	計	物件	工事	役務	計		物件	工事	役務	
国立大学法人滋賀大学	908	447	336	1,691	534	446	234	1,214	43	58.8	99.7	69.7	2.55
国立大学法人滋賀医科大学	14,244	2,890	3,289	20,423	6,003	1,887	1,374	9,264	227	42.1	65.3	41.8	1.11
国立大学法人京都大学	19,676	12,028	17,245	48,949	15,026	3,857	7,840	26,723	965	76.4	32.1	45.5	1.97
国立大学法人京都教育大学	265	429	569	1,263	204	429	342	976	3	77.1	100.0	60.2	0.23
国立大学法人京都工芸繊維大学	1,611	822	978	3,412	897	808	266	1,972	70	55.7	98.3	27.2	2.05
国立大学法人大阪大学	40,875	7,178	22,019	70,072	29,531	3,055	11,347	43,933	1,543	72.2	42.6	51.5	2.20
国立大学法人大阪教育大学	357	2,599	787	3,744	197	152	531	880	71	55.0	5.8	67.5	1.90
国立大学法人兵庫教育大学	324	551	261	1,136	177	545	195	917	13	54.5	99.0	74.6	1.10
国立大学法人神戸大学	24,028	3,017	12,684	39,728	14,446	2,983	7,638	25,067	187	60.1	98.9	60.2	0.47
国立大学法人奈良国立大学機構	588	605	895	2,089	461	599	286	1,346	9	78.5	98.9	31.9	0.44
国立大学法人和歌山大学	784	1,071	411	2,266	478	1,046	244	1,768	99	61.0	97.6	59.3	4.39
国立大学法人鳥取大学	12,630	978	6,160	19,767	9,947	899	3,416	14,262	175	78.8	91.9	55.5	0.88
国立大学法人島根大学	12,398	1,316	5,056	18,771	6,805	1,183	1,459	9,448	362	54.9	89.9	28.9	1.93
国立大学法人岡山大学	20,681	604	10,389	31,675	10,554	332	3,291	14,177	186	51.0	55.0	31.7	0.59
国立大学法人広島大学	26,018	5,626	5,225	36,868	14,467	1,386	3,485	19,338	715	55.6	24.6	66.7	1.94
国立大学法人山口大学	15,389	6,963	7,413	29,765	6,094	782	4,903	11,779	140	39.6	11.2	66.1	0.47
国立大学法人徳島大学	15,465	1,430	4,773	21,667	8,283	1,312	2,562	12,158	107	53.6	91.8	53.7	0.49
国立大学法人鳴門教育大学	418	169	642	1,229	248	168	524	940	374	59.2	99.7	81.7	30.46
国立大学法人香川大学	11,001	1,268	3,682	15,951	10,100	1,261	3,083	14,444	405	91.8	99.4	83.7	2.54
国立大学法人愛媛大学	14,593	1,635	4,061	20,288	10,545	1,135	2,640	14,321	107	72.3	69.5	65.0	0.53
国立大学法人高知大学	11,984	1,689	3,568	17,242	7,889	1,387	2,350	11,626	332	65.8	82.1	65.9	1.93
国立大学法人福岡教育大学	213	367	521	1,101	100	341	261	702	0	46.9	93.0	50.1	0.00

(注1) 計の欄の金額は、各府省等から令和4年度の実績として提出されたそれぞれの金額の積み上げであるが、端数処理のため、合致しない場合がある。

令和4年度中小企業・小規模事業者向け契約実績(公庫等内訳)

(単位:百万円)

公 庫 等 名	官 公 需 総 実 績 額 (A)				中小企業・小規模事業者向け契約実績額 (B)				新規中小企業者向け契約実績額 (C)	B/A (%)			C/A (%)
	物件	工事	役務	計	物件	工事	役務	計		物件	工事	役務	
国立大学法人九州大学	40,243	5,376	14,759	60,378	21,494	2,396	8,783	32,672	677	53.4	44.6	59.5	1.12
国立大学法人九州工業大学	1,300	1,035	1,532	3,867	822	726	875	2,422	141	63.3	70.1	57.1	3.65
国立大学法人佐賀大学	13,419	2,274	3,719	19,413	7,287	1,861	1,708	10,856	50	54.3	81.8	45.9	0.26
国立大学法人長崎大学	17,705	1,910	5,384	24,998	6,345	1,660	2,261	10,266	247	35.8	86.9	42.0	0.99
国立大学法人熊本大学	20,046	1,595	6,678	28,319	7,685	1,371	3,466	12,522	196	38.3	86.0	51.9	0.69
国立大学法人大分大学	11,655	824	3,860	16,338	4,996	765	2,092	7,852	22	42.9	92.8	54.2	0.13
国立大学法人宮崎大学	14,620	1,843	6,289	22,752	12,797	1,843	3,479	18,119	109	87.5	100.0	55.3	0.48
国立大学法人鹿児島大学	15,380	1,157	4,784	21,321	4,289	955	2,384	7,627	130	27.9	82.5	49.8	0.61
国立大学法人鹿屋体育大学	350	405	219	974	133	400	113	645	3	38.0	98.7	51.5	0.35
国立大学法人琉球大学	12,266	4,250	3,420	19,936	11,681	3,801	2,429	17,910	88	95.2	89.4	71.0	0.44
国立大学法人政策研究大学院大学	113	0	674	787	41	0	136	177	29	36.3	0.0	20.2	3.74
国立大学法人総合研究大学院大学	104	105	248	458	78	104	138	320	19	74.4	99.0	55.5	4.14
国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学	1,116	309	1,912	3,337	649	185	542	1,377	42	58.2	60.0	28.4	1.26
国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学	1,319	240	1,272	2,831	1,063	222	570	1,855	23	80.6	92.6	44.8	0.81
大学共同利用機関法人人間文化研究機構	1,057	649	2,133	3,839	886	591	1,612	3,090	47	83.8	91.1	75.6	1.22
大学共同利用機関法人自然科学研究機構	5,081	875	5,628	11,584	2,824	820	1,269	4,913	77	55.6	93.8	22.5	0.67
大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構	8,139	2,088	16,355	26,582	5,358	1,291	2,650	9,299	326	65.8	61.8	16.2	1.23
大学共同利用機関法人情報・システム研究機構	3,523	290	13,039	16,852	1,706	253	4,362	6,322	604	48.4	87.4	33.5	3.58
日本私立学校振興・共済事業団	2,734	670	10,466	13,870	852	213	2,283	3,348	87	31.2	31.8	21.8	0.62
厚生労働省所管計	616,314	48,248	290,124	954,687	184,270	22,577	112,041	318,888	5,321	29.9	46.8	38.6	0.56
独立行政法人勤労者退職金共済機構	163	0	1,456	1,618	105	0	211	316	2	64.5	0.0	14.5	0.11
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構	8,989	3,544	5,707	18,240	5,791	3,397	2,828	12,016	703	64.4	95.9	49.6	3.85

(注1) 計の欄の金額は、各府省等から令和4年度の実績として提出されたそれぞれの金額の積み上げであるが、端数処理のため、合致しない場合がある。

令和4年度中小企業・小規模事業者向け契約実績(公庫等内訳)

(単位:百万円)

公 庫 等 名	官 公 需 総 実 績 額 (A)				中小企業・小規模事業者向け契約実績額 (B)				新規中小企業者向け契約実績額 (C)	B/A (%)			C/A (%)
	物件	工事	役務	計	物件	工事	役務	計		物件	工事	役務	
独立行政法人福祉医療機構	114	0	824	937	87	0	395	482	3	76.2	0.0	48.0	0.33
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	157	412	445	1,014	140	411	429	980	3	89.0	99.7	96.6	0.30
独立行政法人労働政策研究・研修機構	86	[0]	737	824	67	0	534	601	25	78.1	0.0	72.4	3.03
独立行政法人労働者健康安全機構	104,522	5,922	42,558	153,003	27,192	4,217	15,465	46,875	539	26.0	71.2	36.3	0.35
独立行政法人国立病院機構	303,428	9,424	109,801	422,653	70,164	5,005	47,477	122,647	1,726	23.1	53.1	43.2	0.41
独立行政法人医薬品医療機器総合機構	547	0	5,331	5,878	85	0	958	1,043	90	15.5	0.0	18.0	1.52
年金積立金管理運用独立行政法人	17	0	182	199	4	0	36	40	4	25.4	0.0	19.6	2.00
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所	2,550	125	5,636	8,311	2,238	84	2,917	5,240	11	87.8	67.6	51.7	0.13
独立行政法人地域医療機能推進機構	108,901	22,244	58,333	189,478	30,507	5,869	16,574	52,950	1,557	28.0	26.4	28.4	0.82
国立研究開発法人国立がん研究センター	37,835	1,389	15,417	54,642	29,117	268	5,326	34,711	9	77.0	19.3	34.5	0.02
国立研究開発法人国立循環器病研究センター	12,827	17	4,354	17,198	1,746	1	1,477	3,224	72	13.6	8.1	33.9	0.42
国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター	6,267	738	6,326	13,332	878	716	1,968	3,563	21	14.0	97.0	31.1	0.16
国立研究開発法人国立国際医療研究センター	13,821	541	10,211	24,572	7,603	157	4,704	12,463	447	55.0	29.0	46.1	1.82
国立研究開発法人国立成育医療研究センター	11,413	915	5,233	17,561	4,577	77	2,125	6,778	41	40.1	8.4	40.6	0.23
国立研究開発法人国立長寿医療研究センター	2,694	0	709	3,403	2,694	0	707	3,401	2	100.0	0.0	99.7	0.07
日本年金機構	1,981	2,977	16,864	21,823	1,275	2,374	7,909	11,558	66	64.4	79.7	46.9	0.30
農林水産省所管計	33,455	81,659	94,022	209,136	11,680	11,948	45,034	68,663	2,333	34.9	14.6	47.9	1.12
独立行政法人農林水産消費安全技術センター	373	73	177	623	255	73	141	469	50	68.4	100.0	79.6	8.02
独立行政法人家畜改良センター	1,666	370	708	2,744	911	367	256	1,534	40	54.7	99.1	36.1	1.47
国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構	8,457	3,290	4,632	16,378	5,148	1,685	2,520	9,353	447	60.9	51.2	54.4	2.73
国立研究開発法人国際農林水産業研究センター	515	93	311	919	395	80	192	667	67	76.8	85.7	61.7	7.27
国立研究開発法人森林研究・整備機構	1,523	555	2,514	4,592	944	519	1,792	3,255	232	62.0	93.5	71.3	5.06

(注1) 計の欄の金額は、各府省等から令和4年度の実績として提出されたそれぞれの金額の積み上げであるが、端数処理のため、合致しない場合がある。

(注2) 括弧書〔 〕は、金額が50万円未満であることを示す。

令和4年度中小企業・小規模事業者向け契約実績(公庫等内訳)

(単位:百万円)

公 庫 等 名	官 公 需 総 実 績 額 (A)				中小企業・小規模事業者向け契約実績額 (B)				新規中小企業者向け契約実績額 (C)	B/A (%)			C/A (%)
	物件	工事	役務	計	物件	工事	役務	計		物件	工事	役務	
国立研究開発法人水産研究・教育機構	3,532	653	3,833	8,018	1,891	594	2,553	5,037	206	53.5	90.9	66.6	2.57
独立行政法人農畜産業振興機構	275	0	771	1,046	67	0	263	330	4	24.4	0.0	34.1	0.34
独立行政法人農業者年金基金	45	0	193	238	38	0	62	100	[0]	84.0	0.0	32.3	0.15
独立行政法人農林漁業信用基金	37	0	1,699	1,736	25	0	287	312	[0]	67.2	0.0	16.9	0.00
日本中央競馬会	17,032	76,624	79,184	172,840	2,006	8,631	36,969	47,606	1,286	11.8	11.3	46.7	0.74
経済産業省所管計	38,124	20,614	57,072	115,809	25,599	7,847	24,626	58,072	3,485	67.1	38.1	43.1	3.01
独立行政法人経済産業研究所	28	0	342	370	23	0	179	201	2	81.6	0.0	52.2	0.42
独立行政法人工業所有権情報・研修館	44	0	588	632	27	0	239	267	18	62.4	0.0	40.7	2.84
国立研究開発法人産業技術総合研究所	34,230	18,463	23,705	76,398	23,565	6,093	11,190	40,848	2,445	68.8	33.0	47.2	3.20
独立行政法人製品評価技術基盤機構	570	885	1,661	3,116	364	653	1,045	2,062	327	63.9	73.8	62.9	10.50
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構	944	419	8,123	9,486	324	312	4,512	5,149	121	34.3	74.5	55.6	1.27
独立行政法人情報処理推進機構	985	2	12,467	13,454	190	1	3,311	3,501	97	19.3	64.0	26.6	0.72
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	181	6	481	668	179	3	383	565	8	98.9	52.2	79.7	1.16
独立行政法人中小企業基盤整備機構	500	772	4,655	5,927	445	725	2,456	3,627	159	89.0	93.9	52.8	2.69
独立行政法人日本貿易振興機構	643	67	5,049	5,759	483	59	1,310	1,852	308	75.1	88.5	25.9	5.36
国土交通省所管計	10,515	605,189	158,645	774,348	5,806	237,745	46,776	290,327	5,743	55.2	39.3	29.5	0.74
国立研究開発法人土木研究所	775	1,871	2,921	5,567	533	261	1,566	2,360	50	68.8	13.9	53.6	0.89
国立研究開発法人建築研究所	60	160	761	981	44	78	587	710	12	72.6	49.1	77.2	1.23
国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所	1,230	482	3,684	5,396	733	330	2,449	3,512	266	59.6	68.4	66.5	4.94
独立行政法人海技教育機構	771	30	1,204	2,005	217	25	664	906	3	28.1	83.2	55.1	0.15
独立行政法人航空大学校	267	14	187	469	265	14	118	398	1	99.4	100.0	63.1	0.20
独立行政法人自動車技術総合機構	2,687	2,240	3,166	8,094	1,670	1,981	774	4,425	78	62.2	88.4	24.4	0.97

(注1) 計の欄の金額は、各府省等から令和4年度の実績として提出されたそれぞれの金額の積み上げであるが、端数処理のため、合致しない場合がある。

(注2) 括弧書()は、金額が50万円未満であることを示す。

令和4年度中小企業・小規模事業者向け契約実績(公庫等内訳)

(単位:百万円)

公 庫 等 名	官 公 需 総 実 績 額 (A)				中小企業・小規模事業者向け契約実 績 額 (B)				新規中小企業者向け契約実績額(C)	B/A (%)			C/A (%)
	物件	工事	役務	計	物件	工事	役務	計		物件	工事	役務	
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	897	321,009	20,060	341,966	307	106,964	6,013	113,284	286	34.2	33.3	30.0	0.08
独立行政法人国際観光振興機構	41	0	6,864	6,905	16	0	1,417	1,433	415	38.1	0.0	20.6	6.00
独立行政法人水資源機構	866	19,943	17,448	38,258	597	14,435	9,769	24,802	43	68.9	72.4	56.0	0.11
独立行政法人自動車事故対策機構	313	45	518	876	202	40	272	514	17	64.6	88.1	52.5	1.94
独立行政法人空港周辺整備機構	3	105	19	126	2	33	11	46	1	67.3	31.6	56.2	0.77
独立行政法人都市再生機構	2,224	257,797	84,302	344,322	993	113,392	18,765	133,150	4,316	44.7	44.0	22.3	1.25
独立行政法人奄美群島振興開発基金	5	[0]	[0]	6	4	[0]	[0]	5	0	88.3	100.0	72.6	0.00
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	22	0	305	327	4	0	37	41	0	18.3	0.0	12.3	0.00
独立行政法人住宅金融支援機構	353	1,493	17,205	19,051	218	193	4,333	4,743	255	61.8	12.9	25.2	1.34
環境省所管計	3,055	3,672	5,733	12,460	1,628	3,601	1,943	7,173	31	53.3	98.1	33.9	0.25
国立研究開発法人国立環境研究所	2,958	3,672	5,146	11,776	1,553	3,601	1,751	6,906	25	52.5	98.1	34.0	0.21
独立行政法人環境再生保全機構	97	0	587	685	75	0	192	267	6	76.9	0.0	32.7	0.83
防衛省所管計	344	9	42	395	333	9	29	371	2	96.6	100.0	70.6	0.61
独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構	344	9	42	395	333	9	29	371	2	96.6	100.0	70.6	0.61

(注1) 計の欄の金額は、各府省等から令和4年度の実績として提出されたそれぞれの金額の積み上げであるが、端数処理のため、合致しない場合がある。

(注2) 括弧書〔 〕は、金額が50万円未満であることを示す。